

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> （第2条関係）			<b>別表第1</b> （第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種
	(略) 中央病院内視鏡センター長 中央病院脊椎外科センター長			(略) 中央病院内視鏡センター長	
	(略) まつだい診療センター長	(略)		(略)	
	(略)	5種		5種	
薬剤部長（妙高病院、十日町病院、精神医療センター、津川病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）		5種	薬剤部長（妙高病院、 <u>松代病院</u> 、十日町病院、精神医療センター、津川病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）		5種
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。